

株 主 各 位

神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

日 東 化 工 株 式 会 社

取締役社長 荒 川 良 平

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしたいと存じますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日(水曜日)午後5時30分までにご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日(木曜日)午前10時
2. 場 所 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号
当社 本社事務所3F会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項 第90期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nitto-kk.co.jp>)に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・ 計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善傾向が見られるなど緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や、米国新政権成立の影響で為替や株価が不安定になるなど、依然として先行きの不透明な状況で推移しました。

このような環境下、売上高につきましては、原材料価格の下落に伴う販売価格の低下に加え、不採算製品の販売の絞り込みを実施したことにより前期比減収となりました。利益面につきましては、固定費の削減や原価低減を推進したこと及び一部の樹脂製品製造設備譲渡による固定資産売却益や有価証券売却益等を計上したことにより前期比増益となりました。

その結果、当期の業績は売上高7,949百万円(前期比13.8%減)、営業利益315百万円(前期比93.8%増)、経常利益304百万円(前期比103.1%増)、当期純利益330百万円(前期は120百万円の当期純損失)となりました。

当社の利益配分につきましては、業績に応じて行うことを基本としながら、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実、配当額の中長期的な安定等を総合的に考慮して決定することとしております。

なお当期につきましては、当期業績及び上記基本方針をふまえて、1株当たり1円を予定しております。また、次期の配当につきましては、現時点の業績見込み等により、1株当たり年間1円を見込んでおります。

(セグメント別の状況)

(ゴム事業)

ゴム事業全体の売上高は前期を789百万円下回る5,741百万円(前期比12.1%減)となりました。

<ゴムコンパウンド>

自動車関連の国内需要の低迷に加え、原材料価格の下落に伴う販売価格の低下もあり、前期を下回る売上高となりました。

<シート・マット>

ゴムマットの主力製品であるクッションマットの売上は堅調に推移しているものの、ゴムシートにおいて、市場の需要が低迷している影響等により前期を下回る売上高となり、シート・マット全体としては前期を下回る売上高となりました。

<成形品>

原材料価格の下落に伴う販売価格の低下に加え、不採算製品の販売の絞り込みを実施したことにより前期を下回る売上高となりました。

(樹脂事業)

樹脂事業全体の売上高は、前期を471百万円下回る2,178百万円(前期比17.8%減)となりました。

<高機能樹脂コンパウンド>

不採算製品の販売の絞り込みを実施したことにより前期を下回る売上高となりました。

<樹脂洗浄剤等>

樹脂洗浄剤の受注は堅調に推移し前期を上回る売上高となりました。電性樹脂ECXにおいては、計画を上回る受注で推移したものの、前期はスポット受注があった為、前期を下回る売上高となりました。

(設備投資等の状況)

当期の設備投資は、省力化・品質確保・基盤整備等を実施致しました。当期の設備投資の内訳は、次のとおりです。

ゴム事業	93百万円	(前期比	40百万円減)
樹脂事業	12百万円	(前期比	4百万円減)
その他	0百万円	(前期比	3百万円減)
合計	106百万円	(前期比	49百万円減)

上記の他、当期において主要な設備に重要な異動はありません。

(資金調達の状況)

当期は、固定費の削減や原価低減を推進した効果もあり、営業キャッシュ・フローが改善、その資金を借入金の返済に充てたことにより、当期末の総借入残高は前期比723百万円減の1,749百万円となりました。

(2) 会社が対処すべき課題

当期の国内経済は、政府の諸政策等による緩やかな回復基調にあるものの、海外景気の下振れ懸念等もあり、依然として不透明な状況にあります。

このような事業環境下、当社におきましては、引き続き、収益基盤の強化が最大の課題です。当社の商品群一つ一つの収益基盤を強化して、事業環境の変化への対応力の高い体質とする必要があります。

このためには、市場・得意先ニーズを先取りした新技術・新製品開発に加え、生産性向上、原価低減、品質向上など経営体質強化に努めてまいります。

ゴム事業では、受託コンパウンド事業をベースとして、そこで培われた広範な原材料ネットワーク、ユニークな配合技術、コンパウンドとしてのコスト競争力を駆使して、汎用及び機能性ゴムシート及び高機能ゴム成形品の事業の収益力を強化します。

また、他社に無いユニークな商品群で構成されるゴムマット商品の拡大をはかります。

樹脂事業も同様に、大口顧客からの受託コンパウンド事業をベースとして、そこで培われた生産技術を駆使して、当社独自の商品である洗浄用樹脂コンパウンドや導電性樹脂コンパウンド事業の更なる拡大をはかります。

これらを実現するための具体的な方策は以下のとおりです。

- ① 品質の向上と省資源、省エネルギーを含めた徹底的なコスト削減をはかって、既存の商品群の競争力を高めてまいります。
- ② 製・販・技一体となって、市場のニーズにマッチした高付加価値新商品の開発・上市を進めてまいります。
- ③ 生産技術を強化し、高付加価値商品群に対応すべく生産設備の高度化をはかってまいります。
- ④ 成長する東南アジア市場の市場調査・市場開拓を行ってまいります。
- ⑤ 資産等の効率的な運用による財務体質の強化をはかってまいります。
- ⑥ コーポレートガバナンスをより充実させ、ステークホルダーの皆様
の信頼を高めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 (平25. 4～26. 3)	第 88 期 (平26. 4～27. 3)	第 89 期 (平27. 4～28. 3)	第 90 期 (平28. 4～29. 3)
売 上 高(百万円)	10,770	10,186	9,217	7,949
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1	△103	△120	330
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)	0.04	△2.69	△3.15	8.62
総 資 産(百万円)	7,654	7,367	6,754	6,142

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社、関連会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
湘南エヌティケー株式会社	10 百万円	100.0%	ゴム、樹脂製品の販売及びゴム製品の施工
PERUBCO NITTO KAKO Co., Ltd.	1.2 百万ドル	49.0%	ゴム製品の製造及び販売

(5) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社は次の品目の生産、販売を行っております。

1. ゴム事業 : コンパウンド、シート、マット、成形品等
2. 樹脂事業 : 高機能樹脂コンパウンド、樹脂洗浄剤等

(6) 事業所(平成29年3月31日現在)

本社 : 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号
工場 : 湘南工場 (神奈川県)
営業所 : 西日本営業所 (大阪府)

(7) 従業員の状況(平成29年3月31日現在)

①当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	197名	19名減	46.7歳	14.5年

②部門別の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ゴム事業	160名	-
樹脂事業	36名	12名減
報告セグメント計	196名	12名減
その他	1名	7名減
合計	197名	19名減

(注) 従業員数は、子会社等への出向者、1名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況(平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,292 百万円
株式会社横浜銀行	400
株式会社三井住友銀行	30
株式会社神奈川銀行	10
日本生命保険相互会社	8
株式会社八千代銀行	4
明治安田生命保険相互会社	4

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 38,400,000株(自己株式21,784株を含む)
(3) 株主数 3,400名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
三 菱 樹 脂 株 式 会 社	13,909千株	36.24%
愛知タイヤ工業株式会社	2,015千株	5.25%
日東化工取引先持株会	1,245千株	3.24%
三菱UFJ信託銀行株式会社	950千株	2.48%
株 式 会 社 S B I 証 券	442千株	1.15%
千 葉 浩	330千株	0.86%
名 村 嘉 之	300千株	0.78%
フコク物産株式会社	273千株	0.71%
日東化工従業員持株会	243千株	0.63%
箕 浦 鉦 二	230千株	0.60%

(注) 持株比率は、自己株式(21,784株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成29年3月31日現在)

代表取締役	(取締役社長)	荒川良平
取締役	(製造部・生産管理部・営業部担当)	江頭正己
取締役	(三菱樹脂株式会社 環境・生活資材事業企画部長)	矢島敦
取締役	(三菱樹脂株式会社 理事グループ経営推進部長)	志波博幸
監査役	(常勤)	飯田茂樹
監査役	(株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 三菱樹脂株式会社 経理部グループマネジャー)	浪尾秀治
監査役	(東京税理士会税理士 児玉化学工業株式会社取締役)	森本雄二

(注) 1. 当期中に就任した取締役は、次のとおりであります。

取締役 志波博幸

志波博幸氏は、平成28年6月23日開催の第89回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。

2. 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。

取締役 加藤俊

モノ造り部門所管兼技術開発部門所管 加藤俊氏は、平成28年6月23日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、任期満了のため退任いたしました。

3. 取締役 矢島敦及び志波博幸の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役 飯田茂樹、浪尾秀治、森本雄二の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお当社は森本雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 監査役 浪尾秀治、森本雄二の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役 浪尾秀治氏は株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ及び三菱樹脂株式会社において、経理部グループマネジャーに従事しております。

・監査役 森本雄二氏は、税理士の資格を有しております。

(2) 重要な兼職の状況(平成29年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
矢 島 敦	三菱樹脂株式会社	環境・生活資材事業企画部長
志 波 博 幸	三菱樹脂株式会社	理事グループ経営推進部長
浪 尾 秀 治	株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 三菱樹脂株式会社	経理部グループマネジャー
森 本 雄 二	東京税理士会税理士 児玉化学工業株式会社	— 社外取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支払人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	210万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	120万円 (120万円)
合計 (うち社外役員)	5名 (2名)	330万円 (120万円)

- (注) 1. 株主総会の決議(平成4年6月26日)による取締役の報酬限度額は、月額100万円以内であります。
(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額は含まれておりません。)
2. 株主総会の決議(昭和57年6月28日)による監査役の報酬限度額は、月額200万円以内であります。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職引当金繰入額700万円(取締役4名に対して500万円、監査役1名に対して100万円)が含まれております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額は120万円であります。
5. 当期末現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月23日開催の第89回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

・退任取締役2名に対し900万円

(当該金額は、上記①の役員の報酬等の総額に含まれておりません。また当該金額には、上記①の役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役1名0万円が含まれております。)

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

イ. 社外役員に関する他の法人等の兼職状況(平成29年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
矢島 敦 (社外取締役)	三菱樹脂株式会社	環境・生活資材事業企画部長
志波 博幸 (社外取締役)	三菱樹脂株式会社	理事グループ経営推進部長

(注) 三菱樹脂株式会社は当社の大株主であり、当社と同社とは、製品等の仕入及び製品の販売に関する取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
矢島 敦 (社外取締役)	取締役会 100% (9回中9回)	他社における長年の経験と知見から適宜発言を行っております。
志波 博幸 (社外取締役)	取締役会 100% (7回中7回)	他社における長年の経験と知見から適宜発言を行っております。

(注) 志波博幸氏につきましては、平成28年6月23日に当社取締役役に就任した後、当期中に開催された取締役会の出席状況及び活動状況を表示しております。

ハ. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、各社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。

② 社外監査役

イ. 社外役員に関する他の法人等の兼職状況(平成29年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
浪尾 秀治 (社外監査役)	株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 三菱樹脂株式会社	経理部グループマネジャー
森本 雄二 (社外監査役)	東京税理士会税理士 児玉化学工業株式会社	— 社外取締役

- (注) 1. 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフと当社との間には特別の関係はありません。
2. 三菱樹脂株式会社は当社の大株主であり、当社と同社とは、製品等の仕入及び製品の販売に関する取引関係があります。
3. 東京税理士会と当社との間には特別の関係はありません。
4. 児玉化学工業株式会社は三菱樹脂グループのグループ会社であり、当社と同社は製品等の販売に関する取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況		主な活動状況
飯田 茂樹 (社外監査役)	取締役会 100% (9回中9回)	監査役会 100% (9回中9回)	監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を適直行っております。
浪尾 秀治 (社外監査役)	取締役会 100% (9回中9回)	監査役会 100% (9回中9回)	
森本 雄二 (社外監査役)	取締役会 100% (9回中9回)	監査役会 100% (9回中9回)	

ハ. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、各社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

区 分	名 称
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人が日本の監査基準及び国際監査基準の双方に照らして適格性及び信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分の内容

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

イ. 3か月の業務の一部停止(契約の新規の締結に関する業務の停止)

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

ロ. 業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分の理由

イ. 新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

ロ. 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

取締役会が、取締役会規則その他関連規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役及び監査役会が「監査役監査基準」等に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、取締役の業務執行について監査を行う。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。

取締役会は、コンプライアンス推進関連の諸規則、体制、啓発・教育プログラム、ホットライン運用・管理の適正性・有用性の見直しを定期的に行う。

当社のコンプライアンス諸規定に基づき、環境・安全・品質を含めた当社グループにおけるコンプライアンスの確保、推進を図るとともに、その運用状況を「コンプライアンス委員会」において定期的に確認する。また、当社「コンプライアンス・ホットライン」を活用し、遵守違反事項の早期発見と未然防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び定款、その他規則等に基づき、取締役会その他重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書、その他取締役の職務の執行状況に係わる文書を保存・管理し、取締役及び監査役が求めたときはいつでも当該文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役が直轄する「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うとともに、経営に係わる重大リスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画・立案を行う。代表取締役は定期的にリスク管理委員会を開催し、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うとともに、重要なリスク対応策については、取締役会の承認を得る。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、重要事項の決定並びに各取締役の業務の執行状況の監督等を行う。常勤取締役及び常勤監査役その他で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、経営課題の事前検討を行うことにより経営効率を向上させる。

代表取締役は経営会議の場において、出席メンバーからの業務執行状況及び問題点の報告・提議に対し、出席メンバーの意見も聴取のうえ、対処方針・方策についての決定を都度機動的に行う。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

代表取締役は、子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理要領に基づき事前の承認を行う。代表取締役は経営会議の場において子会社の予算審議を行うとともに、年2回業務執行状況の報告を受ける。子会社の監査役には原則として当社の常勤監査役が兼務し、当社の監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、子会社取締役の業務執行について監査を行う。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けない。

当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は監査役会の同意を得たうえで行う。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

イ. 当社グループの経営及び事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項

ロ. 内部監査グループが行う内部監査の結果

ハ. 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容及び対処

上記にかかわらず、監査役は随時、当社グループの取締役及び使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。

当社は監査役に上記の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査役による監査の実効性を確保するための体制

「監査役会規定」及び「監査役監査規定」を定め、これらに基づく独立性を権限により、監査の実効性を確保する。

監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。

監査役は内部監査グループ及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。

当社は監査役の職務について、合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど社会良識に反する行為を行わない旨を定めている。

また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、社内研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

②リスク管理

毎月開催しているリスク管理委員会において、リスクのレビューを行い、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を図りました。

③財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施しました。

④内部監査体制

当社の監査室が監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

⑤監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、当社の監査を実施しました。また、監査役会(当期中に9回開催)のほか、監査室及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打合せを行い、相互連携を図りました。さらに、取締役会に出席して助言を行うことにより、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】	千円	【負債の部】	千円
流動資産	3,035,092	流動負債	3,407,463
現金及び預金	106,383	支払手形	71,465
受取手形	584,457	買掛金	1,070,917
売掛金	1,708,927	短期借入金	1,050,000
製品	223,460	一年以内返済長期借入金	699,560
原材料	173,205	未払金	186,617
仕掛品	117,954	未払法人税等	25,042
貯蔵品	16,790	未払消費税	77,762
前払費用	15,321	未払費用	62,964
未収入金	74,446	預り保証金	54,602
その他の流動資産	14,243	預り金	24,862
貸倒引当金	△100	賞与引当金	82,200
		設備関係支払手形	1,468
固定資産	3,107,198	固定負債	368,697
有形固定資産	2,947,712	退職給付引当金	355,490
建物	551,316	役員退職慰労引当金	11,900
構築物	51,797	繰延税金負債	1,306
機械及び装置	709,490		
車両及び運搬具	4,966	負債合計	3,776,160
工具・器具及び備品	41,789		
土地	1,575,872	【純資産の部】	
建設仮勘定	12,479	株主資本	2,363,164
		資本金	1,920,000
無形固定資産	49,372	資本剰余金	19
諸権利金	1,014	その他資本剰余金	19
ソフトウェア	47,410	利益剰余金	445,497
ソフトウェア仮勘定	947	利益準備金	161,480
		その他利益剰余金	284,017
投資その他の資産	110,113	繰越利益剰余金	284,017
投資有価証券	26,998		
関係会社株式	16,577	自己株式	△2,352
関係会社出資金	64,606		
その他の投資	7,105	評価・換算差額等	2,966
貸倒引当金	△5,174	その他有価証券評価差額金	2,966
資産合計	6,142,291	純資産合計	2,366,130
		負債及び純資産合計	6,142,291

損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		7,949,886
売 上 原 価		6,967,566
売 上 総 利 益		982,320
販売費及び一般管理費		666,441
営 業 利 益		315,878
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,902	
そ の 他 の 収 益	3,255	8,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,804	
そ の 他 の 費 用	1,335	19,140
経 常 利 益		304,896
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	63,114	
補 助 金 収 入	6,666	
投資有価証券売却益	25,157	94,938
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,775	
事 業 撤 退 損	29,586	42,361
税引前当期純利益		357,474
法人税，住民税及び事業税	26,718	
法 人 税 等 調 整 額	—	26,718
当 期 純 利 益		330,755

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成28年4月1日残高	1,920,000	19	19	161,480	△46,738	114,741
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益					330,755	330,755
別途積立金の取崩						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	330,755	330,755
平成29年3月31日残高	1,920,000	19	19	161,480	284,017	445,497

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日残高	△2,232	2,032,528	2,017	2,017	2,034,545
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益		330,755			330,755
別途積立金の取崩					
自己株式の取得	△119	△119			△119
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			948	948	948
事業年度中の変動額合計	△119	330,636	948	948	331,585
平成29年3月31日残高	△2,352	2,363,164	2,966	2,966	2,366,130

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

日東化工株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	鹿 島 か お る ㊤
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	入 江 秀 雄 ㊤
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東化工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成29年5月12日

	日東化工株式会社	監査役会
常勤社外監査役	飯田茂樹	㊟
社外監査役	浪尾秀治	㊟
社外監査役	森本雄二	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後とも収益力の向上と経営基盤の強化に努めるとともに、利益配分につきましては業績の見通し、配当性向、内部留保の水準などを総合的に判断しながら、長期にわたり安定的な配当を維持継続していくことを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、生産設備等投資など企業体質強化に活用し、長期安定的に株主の皆様のご期待に沿うよう努力してまいります。

第90期の期末配当につきましては、業績の改善及び見通しを勘案し、以下のとおり復配したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額は38,378,216円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は3,840,000株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000株

【ご参考】

本議案が承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次の通り変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款とを対照すると、次のとおりとなります。

下線部が変更部分です。

現 行 定 款	変 更 案
(株式の総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。	(株式の総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

当社取締役は、本総会終結の時をもって、全員（4名）任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	あら かわ りょう へい 荒川良平 (昭和28年2月20日) (再任候補)	<p>昭和50年4月 三菱樹脂(株) (現、三菱ケミカル(株)) 入社</p> <p>平成14年9月 同社管材事業部主管</p> <p>平成22年7月 同社理事関西支社長兼(株)三菱樹脂 販売(現、三菱ケミカルインフラテック(株)) 関西支店長</p> <p>平成23年4月 同社執行役員関西支社長兼(株)三菱 樹脂販売(現、三菱ケミカルインフラテック(株)) 関西支店長</p> <p>平成25年4月 同社執行役員営業・グループ経営部 門所管</p> <p>平成26年4月 当社理事営業本部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役社長 現在に至る</p> <p>[選任理由] 荒川良平氏は、取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定機能を高めております。</p> <p>これらのことから、株主からの経営の付託に応えられる豊富な経験と高い知識と見識を有し、取締役の職務を全うできる人材で、かつ経営者にふさわしい人格を兼ね備えた同氏を引き続き取締役候補者と致しました。</p>	89,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	えがしら まさき 江頭正己 (昭和27年3月28日) (再任候補)	昭和49年4月 三菱樹脂(株)(現、三菱ケミカル(株))入社 平成16年10月 (株)ヒシテック(現、三菱ケミカルインフラテック(株))取締役 平成20年4月 (株)ヒシテック(現、三菱ケミカルインフラテック(株))取締役社長兼三菱樹脂(株)(現、三菱ケミカル(株))ライフライン事業本部設備機器部長 平成22年7月 (株)三菱樹脂販売(現、三菱樹ケミカルインフラテック(株))常務取締役 平成24年4月 三菱樹脂(株)(現、三菱ケミカル(株))関連部長付 平成24年6月 当社常勤監査役 平成26年6月 当社取締役新事業推進室長 平成26年10月 当社取締役ゴム事業部門・樹脂事業部門所管 平成28年1月 当社取締役ゴム事業部門・樹脂事業部門・精練事業部門所管 平成28年4月 当社取締役製造部・生産管理部・営業部担当 現在に至る [選任理由] 江頭正己氏は、取締役製造部・生産管理部・営業部担当を務めるなど、豊富な業務経験と的確な経営の意思決定を行う幅広い知識と見識を有しております。 また、取締役会の構成メンバーとして豊富な業務経験に基づいた適切な判断力、決断力を発揮しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者と致しました。	2,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<p data-bbox="219 557 376 617">おおきよしひと 大木淑人 (昭和36年8月17日)</p> <p data-bbox="253 659 342 680">(新任候補)</p>	<p data-bbox="398 214 863 267">昭和59年4月 三菱樹脂(株)(現、三菱ケミカル(株))入社</p> <p data-bbox="398 274 863 327">平成21年4月 同社管材事業部新商品企画開発グループグループマネジャー</p> <p data-bbox="398 334 863 414">平成22年4月 同社ライフライン事業部管材新製品企画開発グループグループマネジャー</p> <p data-bbox="398 421 863 505">平成24年1月 同社経営企画部兼環境・生活資材事業企画部管材サポート室グループマネジャー</p> <p data-bbox="398 512 863 565">平成25年4月 三菱樹脂貿易(上海)有限公司董事総経理</p> <p data-bbox="398 572 863 722">平成28年4月 人材開発部長兼同部ダイバーシティ推進グループグループマネジャー兼人権啓発推進委員会副委員長兼(株)三菱ケミカルホールディングス人事部(人事開発グループ)部長</p> <p data-bbox="398 729 863 841">平成29年4月 三菱ケミカルインフラテック(株)取締役インフラ資材ビジネスユニット長兼同社関西支店長 現在に至る</p> <p data-bbox="398 848 863 1030">[選任理由] 大木淑人氏は、化学業界・需要動向等に精通しており、有益なアドバイスを頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	くにともひろし 國友浩史 (昭和43年7月31日) (新任候補)	<p>平成6年4月 三菱樹脂(株)入社</p> <p>平成23年11月 同社平塚工場ライフラインセンター品質保証グループリーダー兼(株)菱湖テクニカ社</p> <p>平成28年4月 同社環境・生活資材事業企画部企画室グループマネジャー</p> <p>平成29年4月 三菱ケミカルインフラテック(株)経営戦略室グループマネジャー兼三菱ケミカル(株)環境・生活ソリューション部門インフラ・アグリマテリアルズ本部インフラ資材事業室 現在に至る</p> <p>[選任理由] 國友浩史氏は、化学業界・需要動向等に精通しており、有益なアドバイスを頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. 大木淑人、國友浩史の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
4. 当社は、大木淑人、國友浩史の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

当社監査役浪尾秀治氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
さとう よしお 佐藤好夫 (昭和32年1月28日) (新任候補)	昭和55年4月 東燃石油化学(株)(現、東燃化学(株))入社 平成20年9月 ジェイフィルム(株)転籍 経理部長 平成24年7月 ダイヤテックス(株)出向 事務部門長付 平成25年1月 同社転籍 事務部門業務支援室長 平成25年4月 同社経理・システム部長 平成26年4月 同社理事 経理・システム部長兼購買グループマネジャー 現在に至る [選任理由] 佐藤好夫氏は、各分野における豊富な知識と経験ならびに高い見識を有していることから、監査機能を発揮していただけることが期待できるため、社外監査役候補者として選任しております。	一株

- (注) 1. 新任の監査役候補者であります。
 2. 当該候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
 3. 会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容
 (1) 佐藤好夫氏は、社外監査役候補者であります。
 (2) 当社は、佐藤好夫氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

メ モ

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

〒253-0111 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

日東化工株式会社 本社事務所 3F会議室

電話 0467 (74) 3111 (代)



〈交通機関〉

JR東日本 東海道線 茅ヶ崎駅乗換

イ 相模線 海老名、橋本、八王子行 寒川駅下車徒歩15分

ロ 神奈川中央交通バス 茅ヶ崎駅北口5番発・寒川駅南口行
笠谷入口 (53系統) 又は一之宮小学校入口 (54系統) 下車
停留所より徒歩3分

車 東名高速道路 厚木インターより20分